

徳島県環境審議会生活環境部会 会議録

1 日 時

平成28年7月6日（水） 午後3時から午後3時30分まで

2 場 所

徳島県庁 10階 大会議室

3 出席者

<委員> 委員17名中14名が出席

（1号委員：学識経験者，五十音順，敬称略）

亀和万喜委員，近藤光男委員，近藤真紀委員，貞本秀昭委員，
東條昭二委員，百々健一委員，中村英雄委員，中村秀美委員，
萬野行子委員，水口裕之委員（副部会長），本仲純子委員（部会長），
八十島清美委員

（2号委員：市町村長又はその指名する職員，五十音順，敬称略）

石川洋至委員，松崎由美委員，

<事務局>

手塚県民環境副部長，津田環境管理課長 ほか

○ 会議次第

1 開会

2 挨拶

3 審議

瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画について

4 閉会

○ 配付資料

資料1 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（案）の概要

資料2 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（新旧対照表）

資料3 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（案）

資料4 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（素案）に係るパブリックコメントの実施結果について

■ 議事概要

【事務局】

ただ今から，徳島県環境審議会生活環境部会を開催いたします。

本日の出席委員は14名となり、当部会の委員数17名の過半数が出席しておりますので徳島県環境審議会運営規程第7条第3項の規定によりまして、この会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議につきましては、公開とさせていただきます。

また、徳島県環境審議会運営規程第9条で、会議録の作成が義務づけられており、当部会の議事につきましても録音させていただきますのでご承知ください。

それでは、はじめに、県民環境部 副部長の手塚から、御挨拶を申し上げます。

(挨拶)

【事務局】

ここで、本日の会議資料の御確認をお願いします。

(会議資料の確認)

【事務局】

それでは審議に移ります。本日の案件については、知事から環境審議会会長に、諮問されております。

また、徳島県環境審議会運営規程第6条第1項の規定により、環境審議会会長から当部会に付議されております。

なお、当部会の議事進行については、徳島県環境審議会運営規定第3条及び第7条第2項の規定に基づき、部会長が行うこととなっておりますので、本仲部会長に議長をお願いし、議事を進行いただきます。

なお、御発言される際につきましては、お手元の白いボタン、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

それでは、本仲部会長、よろしくをお願いいたします。

【部会長】

本日はお忙しいところまたお暑いところお集まり頂きありがとうございます。これから議事の進行をさせていただきますので、委員の皆様方におかれましては、どうか審議に対する御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今から審議に入りたいと思います。

まず、「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の概要及び案」につきまして、事務局の方から御説明をお願いします。

【事務局】

(瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の概要及び案について説明。)

【部会長】

ありがとうございました。

ただいま、瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の案と概要、新旧対照表、パブリックコメントにつきまして、ご説明頂きました。これにつきましてご意見、御質問はございませんか。

【委員】

2月にご説明頂いたんですが、資料1の5で概要版を英語版で作成することですが、これの目的というか効果はどういうことを狙われているのでしょうか。

【事務局】

環境教育と英語教育の相乗効果を狙っておりまして、HPに掲載することから外国からのアクセスも期待できるという2点から英語版も作成する予定です。

また、瀬戸内海の美しい海を世界に広めたいという思いもございますので、広く海外のかたに知って頂きたいということで、英語版を作成します。

【委員】

3つのBということで、「豊かな」というのと「生物が多様な」ということの使い分けについて。豊かなというのは自然が豊か、生物が豊か、海産物が豊か、生物の中でも生物の種類が豊かということになると「豊かな」は「生物が多様な」を含んでいるというふうにも取れるんですが、この3つのBでやることには異論はございませんが、そのあたりをどう区別というか切り分けているのかというのを教えて頂ければと思います。これは意見ではなく質問です。

【事務局】

資料1の5の下に「豊かな」と「生物が多様な」のすみわけという形で、例えば「豊かな」でしたら、①の「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」から④の「水産資源の持続的な利用の確保」まで、全てを含んでいるのが「豊かな」というふうに考えています。「豊かな」は瀬戸内海の環境全てにおいてということでございます。「生物が多様な」というのは、①番目の沿岸域の分と水産資源の持続的な利用に特化した形となっています。①から④の中で、「豊かな」は全部に、「生物が多様な」というのは①と④にかかってきます。

【委員】

2頁の上の「廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の促進」と5頁の一番下の「廃棄物の再生利用の促進」と、同じ頁の真ん中より少し下に「廃棄物の発生抑制、再使用、再利用」というのがありますが、この再使用と再利用の概念と定義をどう変えているのかということと、5頁の下のところでは俗にいうリサイクルが入っているのですが、その前の2つにはリサイクル、要するに再生利用ですね、資源の再資源化の話が入っていない。ここをこうしている理由を教えてください。質問は2つですね。再使用と再利用の定義の違い、内容の違い。今まではどちらかということと再使用が普通で再利用はあまり使われてなかったので

すが、調べてみると再利用も使いますと書いてあるんですね。

【事務局】

再使用と再利用の定義の話ですが、再使用は使えるものをさらにもう一度使うという使い回しというイメージ、再利用というのは、リサイクルといいまして、資源化をしてもう一度新たなものを作って使う。そのまま使うのかあるいは、いったん資源化して使うのか、いずれにしても物が循環することによりまして、不法投棄が減ります。そのことによって、海がきれいになるということで、今回、廃棄物のことについても研究させて頂いています。

【委員】

そうすると再利用よりは再生利用のほうが一般的に使われると思います。3Rの場合。3Rそのものですね。再使用の場合はリユースと言うことで、基本的には手を加えないで使おうと。ところが最近、若干手を加えてある。少し軽微な加工をしてあって、再利用という概念がでてきている。例えば、ペットボトルをちょっと切って使うとか。それを再利用という表現をしているところがあります。まだきちんとは定着していないんですが。そうするとあまりそこのところを細かく言わないのであれば、これは再生利用のほうがいいのかなという気がします。3Rという概念でいくならば、それでいったのほうがいいかなと感じました。基本的には何も問題ありません。

もう1点よろしいですか。風力発電の話ですが、再生利用エネルギーというのは基本的に地域の資源なんですね。ところが現在、再生可能エネルギーの開発は、太陽光なんかでしたら若干、地元の資本でやってるところはありますが、例えば風力発電等でしたら一部は地元でやっている高知県の梶原でしたらありますけど、大資本ですね。これをなんとか地元資本にならないのかなと。ここには書けないと思いますが、どこかでそういうことを進めてもらう仕掛けというのはできないのか。ご存知だとは思いますが、結局エネルギーを今、地方は世界から購入しているんですね、電気にしろガソリンにしろ。それを風力や小水力や太陽光というのは地元にある資源なんですね。それを地元でエネルギーに転換することによって、外から購入する費用を出さなくていいということが最近言われていて、徳島はそういうことを進めている社団法人もありますので、なんかできないかなと個人的には思っています。これは単なる感想ですが、どこかで仕掛けをしてもらえないかなと。

【事務局】

そこにあるエネルギーということで、確かに太陽光でしたら、地元の方が余った土地ということですが。風力発電でしたら資本もかかりますし、今ですと環境アセスの対象にもなっておりますし、やはりそれなりの資本がいると。そのためにどうしても地元よりも県外の資本ということになります。こちらについては私どものほうではお答えしにくいので、こういうご意見がありましたということを担当課に伝えさせていただきます。

【部会長】

ありがとうございました。再利用，再使用については環境省のほうではOKがでているわけですか。

【事務局】

特になにも意見は出ていません。
あまり文言については意見はありませんでした。

【部会長】

それではこれについては，検討頂けますか。
統一性のあるように。

【事務局】

担当課とも協議して，どの場面でどの単語を使うのかを検討いたします。

【部会長】

その他にご意見はございますか？

【委員】

栄養塩濃度の低下についてですが，最初の原案ではそれが原因で藻の色落ちとかの原因というふうに書いてあったのが，国の方から明確な科学的な根拠がないとかで表現を変えるという話があったのですが。これは最初に原案を作ったときの科学的根拠はあったというふうに思っていたのですが，そういうのはないのですか。

【事務局】

平成24年度の10月の中央審議会の答申の中で漁獲量の減少やノリワカメの色落ちについては新たな課題であると。藻類を育む栄養塩濃度の低下によるものと見られると書かれていました。それが今度の法改正の中では，栄養塩の管理については5年を目途になんらかの方向性を示すと。法律の附則の中にも明記されている状況です。その中であまり踏み込んだことはしにくいということで，今の環境省の見解としましては，栄養塩濃度と色落ち，漁獲量等の因果関係については現時点で不明であると言っています。栄養塩濃度についてもどの時点と比較して増減を評価すべきかを関係者間でも共通認識を得られていない状況にあります。それを受けまして，附則におきまして5年を目途にして栄養塩の管理のありかたについて，調査研究及び検討し，5年後になんらかの回答を出すということで，今現在は踏み込んだ回答はちょっと待ってくれという状況にあります。

【委員】

栄養塩については，パブリックコメントでもかなり書かれていることで，企業側では総量規制はものすごく負担になっています。また逆に漁業についても漁獲高が減っているということで双方にとって非常にデメリットの多い法律と思っています。5年目途という話ですが，経過等，本気になってやってくれているのかみたいと思っています。

【事務局】

今現在、県と関係機関におきまして、「旧吉野川浄化センター栄養塩管理運転検討会」を設置することになりまして、それにつきまして関係機関で今後、栄養塩のあり方、管理のあり方について、管理運転も含めて議論を深めていきたいと考えております。

【部会長】

国の方もはっきりとしたデータを持ってそういう方向で書いていかないと。先走ってはいけないということだろうと思います。だいたいわかっていますけど実質的なデータを今集めているところだろうと思います。

その他なにかございませんでしょうか。

いろいろご意見を頂きましたけれども、当部会では、報告をまとめる必要がございます。事務局の方から報告案を配布させていただきますので、ご覧ください。

【事務局】

（報告案を配布）

【部会長】

報告案をご覧くださいまして、何かご意見等ございませんでしょうか。誤字脱字、内容について。

特にお気づきの点はございませんでしょうか。

それでは、本案をこの部会の報告とすることよろしいでしょうか。

特に異議もないようですので、本案をもって部会報告とさせていただきます。

それでは事務局で報告案を朗読していただけますか。

【事務局】

（報告案を朗読）

【部会長】

ありがとうございました。

この報告案につきましてご意見ございませんでしょうか。

特に意見もないようですので、この文案をもって部会の報告とさせていただきたいと思っております。これを環境審議会の会長に報告させていただきます。

なお、本日は、環境審議会の近藤会長が出席されておりますので、一言お願いしたいと思っております。

【会長】

環境審議会会長の近藤でございます。

生活環境部会の委員の皆さん、熱心に議論いただきありがとうございました。

この部会報告は、徳島県環境審議会運営規程第8条第2項の規定がありまして、これによりまして環境審議会の決議として知事に答申したいと思っております。ありがとうございました。

【部会長】

近藤会長、ありがとうございました。

これをもちまして本日の審議を終了いたします。

議事の進行につきまして、ご協力ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。

最後になりますが、県民環境部 副部長の手塚からお礼を申し上げます。

（お礼）

以上をもちまして、徳島県環境審議会生活環境部会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。